

大崎市頑張る事業者応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市の産業及び経済の活性化を図るため、市内の中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）が取り組む、販路開拓や業務の効率化、積極的な投資を後押しするため、事業に要する経費の一部について、予算の範囲内において大崎市頑張る事業者応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

第2条第1項に規定する事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、古川商工会議所、大崎商工会又は玉造商工会の会員である者とする。

(1) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は市内に本社を有する法人であって、別表第2店舗イメージアップ枠①と②にあつて

は10年以上、別表第2スケールアップ枠①と②にあつては5年以上の営業実績があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者から除くものとする。

(1) 市税（市外に住居を有する個人事業主のときは、市町村税）（国民健康保険税を含む。）の滞納があるとき。

(2) 大崎市暴力団排除条例（平成25年大崎市条例第4号）に規定する暴力団、暴力団員又はそれらの者と関係を有するものに該当しているとき。

(3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、その他の関係法令等に違反しているとき。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）の規定により許可又は届出を要する事業を行っているとき。

(5) 風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営んでいる者

(6) その他市長が不適切と認める事業を行っているとき。

（補助金の種類）

第4条 補助金の種類は次のとおりとする。

(1) IT導入サポート枠

(2) 販路開拓枠

(3) スケールアップ枠

(4) 店舗イメージアップ枠

（補助対象事業等）

第5条 補助金の交付対象となる事業等は、別表第1のとおりとする。

ただし、国、県、各種団体等からの補助金等の交付対象となっている事業は除くものとする。

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付対象となる経費は別表第2のとおりとする。

2 補助金の額の補助率と限度額は別表第3のとおりとする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1補助事業枠につき1回とする。ただし、販路開拓枠については、前年度に補助金を活用した者を除く。

4 補助対象経費については、市内に住所又は事務所を有する業者を支払先とする。ただし、その事業を行う事業所が市内に存在しない場合はこの限りではない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助事業を実施する前に、大崎市頑張る事業者応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

（1） 事業計画書（様式第2号）

（2） 収支予算書（様式第3号）

（3） 市内事業者等に関する調書（様式第4号）

（4） 対象事業の見積書（施設改修、設備導入は原則として、50万円以上の事業費の場合は2者以上から徴すること）、その他内容が確認できる書類（図面、カタログ等）

（5） 改修・設置工事を伴う場合は事業前の現況写真、事業実施位置図

（6） 納税等確認承諾書（様式第5号）

- (7) 商工団体からの推薦書(様式第6号)
- (8) 他の法令等により許可, 確認等が必要なものについては許可書等の写し

2 前項各号のほか, 必要に応じ次の書類を提出するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする補助事業者が市外に住居を有するときは, 市町村税(国民健康保険税を含む。)を滞納していないことを証する書類
- (2) 店舗の改修工事を伴う場合は所有者の同意書(様式第7号)
(補助金の交付決定)

第8条 市長は, 前条の規定による申請があったときは, その内容を審査し, 補助金の交付の可否及び補助金の額について決定し, 大崎市頑張る事業者応援事業補助金交付決定通知・不交付決定通知書(様式第8号)により, 通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付条件は, 次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は, 市長の承認を受けること。ただし, 補助金の額に変更を来さない軽微な変更にあつては, この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し, 又は廃止する場合は, 市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等は, 当該収入及び支出についての証拠書類とともに事業完了後5年間保存しなければならない。
- (4) この補助金の補助対象経費と同じ経費を対象とする他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助事業の変更等)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、事業の内容を変更しようとするときは、大崎市頑張る事業者応援事業補助金変更交付申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 収支予算書（様式第3号）
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容の変更の可否について決定し、大崎市頑張る事業者応援事業補助金変更交付決定・不交付決定通知書（様式第10号）により、通知するものとする。

（中止又は廃止の申請等）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、大崎市頑張る事業者応援事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による中止・廃止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の中止又は廃止の承認の可否を決定し、大崎市頑張る事業者応援事業補助金中止・廃止承認通知書（様式第12号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業が完了したときは、大崎市頑張る事業者応援事業補助金実績報告書（様式第13号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第14号）
- （2） 収支精算書（様式第15号）

(3) 契約書、領収書及び請求書の写し、その他支払を確認できる書類の写し

(4) 施設改修又は設備投資の場合は完了後の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日、又は交付決定のあった日の属する市の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大崎市頑張る事業者応援事業補助金確定通知書(様式第16号)により、通知するものとする。

(補助金の交付の方法)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に当該補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前条の規定による確定通知書を受領した日以後、速やかに大崎市頑張る事業者応援事業補助金請求書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第15条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(処分の制限を受ける財産及び期間)

第16条 処分の制限を受ける財産及び期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する財産(取得又は効用の増加した財産の価格の単価が50万円以上のものに限る。)及び期間とする。ただし、処分の制限を受ける期間であって

も市長の承認を受けた場合は、当該財産を処分することができるものとする。

2 事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分の制限を受ける財産を処分しようとするときは、あらかじめ大崎市頑張る事業者応援事業補助金取得財産処分承認申請書（様式第18号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、第1項ただし書の規定により財産の処分を承認する場合において、その承認に必要な条件を付することができる。

（財産管理台帳の整備）

第17条 事業者は、補助対象事業で取得又は効用の増加した財産について、大崎市頑張る事業者応援事業補助金財産管理台帳（様式第19号）により財産管理台帳を作成するものとする。ただし、当該財産の価格の単価が50万未満の場合は、財産管理台帳の作成を省略することができる。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1） 補助金の交付の決定に際して付した条件に違反したとき。

（2） 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。

（3） 第16条第1項ただし書の規定により財産を処分する場合において、交付対象者が返還すべき補助金の額は、処分する財産の取得金額に当該財産に係る補助率を乗じて得た額を当該財産に係る耐用年数で除し、当該財産に係る残耐用年数を乗じて得た額（補

助金額を上限とする。)とする。ただし、災害等やむを得ない事情により財産を処分する場合にあっては、この限りでない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(大崎市中小企業者及び小規模企業者施設改修・設備投資促進事業補助金交付要綱及び大崎市中小企業者・小規模企業者持続化事業補助金交付要綱の廃止)

2 大崎市中小企業者及び小規模企業者施設改修・設備投資促進事業補助金交付要綱及び大崎市中小企業者・小規模企業者持続化事業補助金交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに、大崎市中小企業者及び小規模企業者施設改修・設備投資促進事業補助金交付要綱及び大崎市中小企業者・小規模企業者持続化事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1（第 5 条関係）

日本標準産業分類（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められたもの）による。

店舗イメージアップ枠対象事業	
小売業	産業分類大分類 I（卸売業，小売業） 中分類 56（各種商品小売業），中分類 57（織物，衣服，身の回り品小売業），中分類 58（飲食料品小売業），中分類 59（機械器具小売業），中分類 60（その他の小売業）に属するもの
飲食業	産業分類大分類 M（宿泊業，飲食サービス業） 中分類 76（飲食店。ただし，小分類 766 バー，キャバレー，ナイトクラブを除く。），中分類 77（持ち帰り・配達飲食サービス業）に属するもの
サービス業	産業分類大分類 N（生活関連サービス業，娯楽業） 中分類 78（洗濯・理容・美容・浴場業），80（娯楽業）のうち小分類 804 スポーツ施設提供業に属するもの
医療業	産業分類大分類 P（医療，福祉） 中分類 83（医療業）のうちの小分類 835 施術業に属するもの

別表第 2（第 6 条関係）

種類	補助対象経費
I T 導入サポ- ト枠	デジタル化による業務効率化を目的としたソフトウ エアやシステムの導入費 ①ソフトウェア導入費 ②クラウドサービス利用費 ③ハードウェア導入費（※①②の使用にあたり必須 となるハードウェアの購入費，リース料，レンタル 料） ④W e b サイト構築・改修費 ⑤E C モール出店料 ⑥W e b 広告費 ⑦外注費 ⑧その他，市長が特に認めたもの
販路開拓枠	新たな販路の開拓，事業拡大のために要する経費に 要する経費 ①旅費 ②商談会出展料 ③試作品作成料 ④委託料（サンプル製造，マーケット調査等） ⑤広報費（広告作成・掲載料，新聞折込，ポスティ ング委託料等） ⑥運送料 ⑦その他，市長が特に認めたもの

スケールアップ 枠	積極的な事業の拡充や生産性向上のための設備導入，高付加価値化，ブランディングに要する経費 ①設備・機器等の導入経費（固定設置するものであること） ②キッチンカー等の改装費 ③専門家への相談料 ④パッケージデザイン費 ⑤広告宣伝費 ⑥販売促進費 ⑦試作品の加工費・原材料費 ⑧その他，市長が特に認めたもの ※①②は原則として50万円以上の場合，2者以上の見積もりが必要 ※事務用什器・機器，冷暖房設備，家庭用電化製品等の汎用性のあるもの，既存機械等の更新等は除く。
店舗イメージア ップ枠	別表1に定める業種で集客効果を高める店舗づくりに必要となる経費 ①既存店舗の改装費用 ②店舗前のファザード整備等 ③その他店舗のイメージアップに要する経費 ④その他，市長が特に認めたもの ※①②は原則として50万円以上の場合，2者以上の見積もりが必要 ※店舗から離れた場所への案内看板の設置（原則敷地内）等は除く。

注1 補助対象経費は，交付決定後に発生したものとする。

注2 補助申請と実績報告の際は，契約等の証拠書類（発注書，見積書，契約書，請求書，領収書等）の写しの添付が必要です。

注 3 消費税等の税金及び金融機関等への振込手数料は補助対象外とする。ただし、手数料を差し引いて支払う場合（支払先負担）は値引きとみなす。

注 4 施設改修・改装を行う施設又は設備・機器等の導入行う施設を賃借又は使用賃借している中小企業にあっては、施設改修・改装又は設備・機器等の導入に関して様式第 7 号により当該施設の所有者の承諾を得ること。

別表第 3 （第 6 条関係）

種 類	補助率	限度額
① I T 導入サポート枠	3 分の 2 以内	1 5 万円
②販路開拓枠	2 分の 1 以内	1 5 万円
③スケールアップ枠	2 分の 1 以内	3 0 万円～1 0 0 万円
④店舗イメージアップ枠	2 分の 1 以内	3 0 万円～1 0 0 万円

※③④は単価 1 0 万円以上の設備投資，施設改修を伴わないものは上限 5 0 万円とする。